

別紙 1 用語の定義

- 1 「選定要項等」とは、本事業に関し令和 7 年 1 0 月●日に配付した「徳島県立木のおもちゃ美術館指定管理者選定要項」及び同選定要項に添付された要求水準書、様式集等の一切の書類をいう。
- 2 「申請書類」とは、本件施設の指定管理者の申請に当たり、乙が提出した事業計画書その他本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
- 3 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までをいう。
- 4 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙とが指定期間の始めに締結する協定のことをいう。
- 5 「大規模修繕」とは、次の各号のいずれかに該当する大規模な修繕をいう。

なお、機能を維持するために行う修繕は規模にかかわらず、大規模修繕から除き、管理運営業務に含めるものとする。ただし、不可抗力による機能低下に起因する場合及び甲が機能向上のために行う場合は、大規模修繕として甲が行うものとする。

 - ア 本件施設の機能を変更することを目的とする修繕
 - イ 本件施設の耐用年数を著しく延長することとなる修繕
- 6 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、命令若しくは通達、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規程、判断、措置をいう。
- 7 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。

別紙 2 本件施設の内容

1 施 設

(1) 建築物及び工作物等

名称	徳島県立木のおもちゃ美術館
所在地	徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷 4 5 - 2 2
開館日	令和 3 年 1 0 月 1 日
施設規模	建築面積 1, 4 8 9 . 0 8 平方メートル
	延床面積 1, 5 6 8 . 4 9 平方メートル
構造	地下 1 階地上 1 階鉄骨造
主要施設	ミュージアムショップ、あさん農村舞台、赤ちゃん木育ひろば、 里山ひろば、テーブルサッカーフィールド、ごっこフォレスト、 うだつのまち、木育こうぼう、グッド・トイひろば、 企画展示ひろば、ゲームひろば、研修室
遊具等	別添 1 「徳島県立木のおもちゃ美術館遊具等一覧」のとおり

(2) 木育のこみち等、敷地外における施設

別添 2 「徳島県立木のおもちゃ美術館簡易工作物施設一覧」のとおり

2 備 品

別添 3 「備品一覧」のとおり

別紙 3 業務不履行時の手続

1 本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合

本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合とは、次に示す(1)又は(2)の状態と同等の事態をいう。

- (1) 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合
- (2) 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合
管理運営状況が上記(1)又は(2)の状態となる基準は、次のとおりとする。

ア 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合の例

(ア) 管理運営業務の故意による放棄

(イ) 故意に甲との連絡を行わない(長期にわたる連絡不通等)

(ウ) 管理運営業務開始までに甲と乙が協議の上、具体的に定める事項についての甲からの指導又は指示に従わない等

(エ) 定期点検の未実施

(オ) 故障等(要求水準に示す機能を果たさない。)の放置

(カ) 不衛生状態の放置

(キ) 災害時の未稼動(火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生)

(ク) 安全措置の不備による人身事故の発生等

イ 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合の例

(ア) 管理運営業務の怠慢

(イ) 施設利用者等への対応不適切

(ウ) 業務報告の不備

(エ) 関係者への連絡不備

(オ) 保全上必要な修理等の未実施

2 管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合の措置

甲は、モニタリングの結果、本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていないと判断した場合、以下の対応を取る。

- (1) 甲は乙に改善措置を取ることを通告し、乙に、改善計画書の提出を求める。
- (2) 甲及び乙から構成される関係者協議会において、改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 甲はモニタリングの結果、改善計画書に従った業務の改善が認められるか判断する。

(4) 甲はモニタリングの結果、改善計画書に従った業務の改善が認められないと判断した場合、以下に定める算式により当該年度に係る違約金相当額を算出し、当該年度の指定管理料から減額するものとする。ただし、明らかに乙の責めに帰さない事由による場合、上記手続は実行しないものとする。

ア 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合

違約金相当額

＝指定管理料(年額)÷年間営業日×1×(当該支障発生回数+1)

×重大な支障が生じた日から当該支障が解消される前日までの日数

イ 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合

違約金相当額

＝指定管理料(年額)÷年間開館日数×0.5×(当該支障発生回数+1)

×利便性を欠くこととなった日から利便性が回復される前日までの日数

(5) 甲は、上記(1)から(4)までを経てもなお、業務の改善が認められないと判断した場合又は同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、更に違約金を徴収すべき事由の発生があった場合、第40条第1項の規定に基づき、乙の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

別紙 4 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により乙に生じた合理的な増加費用及び損害は以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については乙が負担するものとする。

(1) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更

(2) 消費税に関する法令変更

(3) 法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

ただし、甲が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害の額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、全て乙が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

別紙 5 不可抗力による増加費用及び損害の負担

不可抗力により乙に生じた増加費用及び損害（ただし、逸失利益を除く。）については、1 事業年度につき発生案件ごとに、1 年間の管理運営業務に係る使用料収入実績相当額（ただし、初年度については提案書記載の使用料収入見込みの金額とする。）の 100 分の 1 までは乙の負担とし、それを超える部分については甲が負担する。

ただし、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用及び損害の額から控除する。また、甲が負担する場合において、1 回の不可抗力に係る増加費用及び損額の額が 20 万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

別紙 6 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第 3 条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第 4 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 5 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第 6 条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きにより再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(個人情報の開示等)

第9条 乙は、この協定による事務を行うために保有する個人情報について、本人から自己の個人情報の開示等を求められたときに対応できるよう、個人情報の開示等に関する規程等を設けなければならない。

(従事者への周知)

第10条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第11条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第12条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 7 報奨金制

1 用語の定義

- (1)「年度入館者数実績」は、入場券等により計測する入館者数の年度累計数とし、第 28 条第 2 項に定める事業報告書に記載する入館者数の年度累計数とする。
- (2)「年度使用料収入実績」は、第 24 条の定めにより徴収した使用料の年度累計額で、第 28 条第 2 項に定める事業報告書に記載する使用料収入実績の年度累計額とする。ただし、単位は万円とし、端数を切り捨てる。
- (3)第 9 条第 4 項及び第 11 条第 1 項に定める「成果指標」は、前 2 号に定める年度入館者数実績及び年度使用料収入実績をいう。

2 報奨金

年度入館者数実績が年度入館者数目標 10 万人（以下「年度入館者数目標」という。）を達成し、かつ、年度使用料収入実績が年度使用料収入目標額 42,630 千円（以下「目標額」という。）を上回った場合、年度使用料収入実績と目標額との差額の 5 割を報奨金として支払う。

3 ペナルティ

年度入館者数実績が年度入館者数目標を下回り、かつ、年度使用料収入実績が目標額を下回った場合、年度使用料収入実績と目標額との差額の 5 割を指定管理料から減額する。

4 その他

不可抗力、大規模修繕等の発生、賃金水準又は物価水準の変動等により、年度入館者数実績若しくは年度使用料収入実績又は基準として定める年度入館者数目標若しくは目標額が不相当と認められる場合の変更の可否や変更数値等については、甲乙協議の上定めるものとする。